

# 高教組情報

特別号

2011年11月10日

文責 馬場 隆

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL(095)827 - 5882

「長崎県を英語で語る高校生育成事業」で県教委と折衝

## 教材の活用は強制ではないと確認

県教委が今年度から3年間の事業として始めた「長崎県を英語で語る高校生育成事業」で、高校1年生用の英語教材が各高校に配付されています。この教材の活用について、10月21日に開催された県英連大会の場で、担当の指導主事から、各学校で必ず使わなければならないような説明が行われたという情報が高教組に寄せられました。

### 高教組「教材の使用は各学校の自主的な判断によるべきもの」と主張

そこで高教組は、高校教育課と折衝を行い、「どういう教材を使用するかは、各学校がそれぞれの生徒の状況に合わせて自主的に判断するものであり、全ての学校で必ず使うように指導したとすれば大きな問題だ」と指摘し、事実確認を求めました。

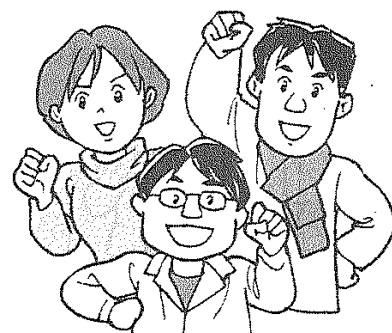
これに対して高校教育課は高校教育班の西川参事が、11月1日に、次のように回答しました。「教材の活用は強制ではない。使ってもらえないかということ。作った方としてはできるだけ使ってほしいが、学校

のできる範囲でお願いしたい」

### インタビューテストの報告は実施校のみ 「全員ではなく抽出でも」と県英連会長

10月21日付けの文書に記載してある「インタビューテスト」の報告について質すと、「これも実施した学校だけ。実施のしかたについても、県英連の会長から『全員に対して実施するのは難しい。抽出でもよいのではないか』と指摘を受けている」と答えました。

県英連大会の参加者からは「必ず使うように決まっているような話だった」という声もありますが、県教委も公式には「必ず使うように」と指導することはできません。もし、使用を強制するような動きがありましたら、高教組へご連絡ください。



**教育活動への強制を排除し自主性を守るために あなたも高教組へ**